

公益財団法人仙台観光国際協会 市民公開講座開催助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学会等コンベンションに付随する市民公開講座の普及によって、コンベンション誘致・開催に対する市民の理解と機運の醸成を図るとともに、コンベンション都市・仙台の実現に寄与することを目的として、公益財団法人仙台観光国際協会が、その主催者に対して予算の範囲内において交付する市民公開講座助成（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学会等コンベンション 主として行われるコンベンション又は会議
- (2) 市民公開講座 学会等コンベンションに付随して開催される一般市民向け講座

(対象)

第3条 助成の対象とする市民公開講座は、次に掲げる各号全ての条件を満たすものとする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- (1) 会場が仙台市内であること。
- (2) 現地参加者数が、50名以上であること。
- (3) 入場無料であること。
- (4) 学会等コンベンションの参集対象地域の範囲が、東北地方を超える会議かつ会期が2日以上のももの
- (5) 主催者が学会等コンベンションの主催者とは別であるなど、学会等コンベンションとは別のテーマ、プログラムのものであること
- (6) 同一の学会等コンベンションに付随し複数の市民公開講座が開催される場合、本助成対象となるのは一つの市民公開講座に限ること。
- (7) 仙台市又はその関係諸団体から当該年度内において助成を受けていないもの、また受ける見込みがないものであること。

2 次の各号に掲げるものは実施の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 政治的、宗教的及び直接営利的な目的を持つもの
- (3) 過去に本助成対象となった市民公開講座と同一テーマ、同一内容と解されるもの
- (4) 暴力団等との関係を有しているもの

(助成額)

第4条 助成額の上限は、1件につき15万円とする。ただし、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）が15万円を下回る場合は、助成対象経費額を上限とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、会場費、会場設営・撤去費、看板・印刷物制作費、広告宣伝費、同時通訳経費、通訳経費、及びその他理事長が特に必要と認める経費とする。

(申請・審査)

第6条 主催者は、原則、市民公開講座開催の2か月前までに、以下の書類を理事長に提出すること。

(1)市民公開講座開催助成金交付申請書(様式第1号)

(2)開催計画書

(3)助成対象経費が分かる見積書の写し等

2 理事長は、提出された申請書を審査し適当と認める場合は、主催者に対して市民公開講座開催助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 主催者は、市民公開講座を終了したときは、市民公開講座開催助成金実績報告書(様式第3号)を速やかに理事長に提出するものとする。

(助成の確定)

第8条 理事長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、当該事業の実施内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、市民公開講座開催助成金交付額確定通知書(様式第4号)により主催者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 主催者は、助成金確定の通知を受けたときは、市民公開講座開催助成金交付請求書(様式第5号)を速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求書に基づき、助成金を交付する。

(調査)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、助成申請書、実績報告書の内容又は助成金の使用状況等について、主催者に帳簿書類その他の提出及び説明を求め、調査等を行うことができる。

(決定の取消)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、通知した助成内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成の対象となる市民公開講座を中止したとき又は実施する見込みがなくなったとき。

(2) 申請事項又は報告事項その他に変更が生じ、助成金の交付予定額若しくは確定額又は交付金額が適当でないと理事長が認めたとき。

(3) 助成金の使用目的が不相当であるとき又は目的以外に使用したとき。

(4) 申請事項、報告事項その他に虚偽があったとき。

- (5) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (6) その他理事長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条に基づき助成の決定を取り消した場合において、速やかに主催者に助成の取消又は変更の通知を行い、助成金の交付後にあつては、主催者に期限を定めて全額の返還を請求するものとする。

(委任)

第13条 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年5月13日から施行する。

附則（令和6年4月1日改正）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別 表(第6～9条関係)

規則の条項	書 類 名	様式 No.	添 付 書 類
第6条	市民公開講座開催助成金交付申請書	1	事業計画書(開催趣意書可) 予算書 その他参考となる書類
第6条	市民公開講座交付通知書	2	
第7条	市民公開講座開催事業実績報告書	3	決算書・その他必要な書類
第8条	市民公開講座交付決定通知書	4	
第9条	市民公開講座助成金交付請求書	5	